

尾道市開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関する必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 閲覧所の場所は、都市部建築指導課とする。

(閲覧の日時)

第3条 登録簿を閲覧することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 登録簿を閲覧することができる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

3 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、登録簿を閲覧することができる日時を変更することができる。この場合において、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の申請)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書(別記様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録簿の持出禁止)

第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付申請)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則は、平成20年4月30日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

開発登録簿閲覧申請書

年　月　日

尾道市長様

申請者　住所

氏名

印

次の開発登録簿の閲覧を申請します。

開発許可を 受けた者	住 所		
	氏 名		
開発区域に含まれる地域の名称			
※ 受付処理欄			
※ 登録番号		※ 登録年月日	

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4とする。

様式第2号（第7条関係）

開発登録簿の写し交付申請書

年　月　日

尾道市長様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり開発登録簿の写しの交付を申請します。

開発許可を受けた者	住所		
	氏名		
開発区域に含まれる地域の名称			
交付を求める写しの種別及び枚数	登録簿調書 土地利用計画図 計	枚 枚 枚	
交付を求める理由			
※ 受付処理欄		※ 手数料金額	
※ 登録番号		※ 登録年月日	

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。